

平成22年度

奈良県市町村税政の概要

奈良県地域振興部市町村振興課

は じ め に

本書は、平成22年度の「市町村税課税状況等の調」、固定資産税の価格等の概要調書及び平成21年度の「市町村の徴収実績調」を中心に、県内市町村税の賦課徴収状況や固定資産税の評価状況等を取りまとめたもので、市町村税に携わる職員の執務上の参考として、また、多くの方々に本県の市町村税の全体像を理解していただくことを目的に、昭和41年度に創刊以来、毎年刊行を続けております。

我が国では、人口減少と高齢化の同時進行、グローバル化の急速な進展、国内での格差拡大、資源制約の問題、気候変動をはじめとする環境問題など、内外の経済・社会構造の激しい変化に直面し、様々な問題を抱えています。また、現下の経済動向を見ると、景気は持ち直してきているものの、高い失業率や下落傾向にある物価水準など依然として住民生活を取り巻く情勢は厳しく、国に限らず、市町村においても大幅な税収減などの困難に直面しています。

このような状況を踏まえ、国においては地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方制度改革を進めているところであり、平成23年度税制改正において、市町村税については、個人住民税における給与所得控除の縮小のほか、成年に係る扶養控除と退職所得に係る10%税額控除の廃止、さらに法人住民税における実効税率を国税と合わせて5%引き下げることなどが予定されております。

市町村の行財政をとりまく環境がさらに厳しくなる中で、住民の税に対する関心はますます高まり、受益と負担の明確化を視野に入れた税務行政を推進するためには、税に対する住民の理解と信頼を得ることが何よりも重要となってきています。このため、税に携わる者は常に税制の動向に注意を払い、その内容を理解し、種々の状況に的確に対応するとともに、適正かつ公平な賦課徴収に努めなければならないものと考えております。

本書が従前以上に、各分野で参考に供されるとともに、今後の税務行政運営の一助として広く活用していただければ幸いです。

平成23年3月

奈良県地域振興部市町村振興課長

長 岡 雅 美

目 次

第Ⅰ編 市町村税の概要

- 一 市町村税制の動向
- 二 市町村税の現況
 - 1 税目別構成
 - 2 市町村民税
 - 3 固定資産税
 - 4 その他の諸税等
- 三 税率の採用状況
- 四 市町村税の決算等の状況

第Ⅱ編 総括資料

- 第1表 平成22年度市町村税の税率調
- 第2表 平成22年度市町村民税納税義務者数
- 第3表 平成22年度個人の市町村民税の納税義務者数
- 第4表 平成22年度分所得割納税義務者数等（課税標準額の段階別）
 - 付表1 給与所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表2 営業等所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表3 農業所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表4 その他の所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表5 分離譲渡所得等を有する者の団体別納税義務者数等
 - 付表6 合 計（付表1～付表5）
 - 付表7 所得種類区分による算出税額の内訳
- 第5表 平成22年度分に係る所得控除等の人員等（その1～その4）
- 第6表 平成22年度分個人県民税所得割額等
- 第7表 平成22年度分市町村民税の特別徴収義務者数（その1：給与特徴に係る分、その2：年金特徴に係る分）
- 第8表 平成22年度分青色申告者及び事業専従者に関する調
- 第9表 平成22年度扶養控除人員別納税義務者数
- 第10表 平成22年度分市町村税の徴収に要する経費（その1～その6）
- 第11表 平成22年度固定資産税納税義務者数（法定免税点以上）
- 第12表 平成22年度固定資産税課税標準額及び構成比（法定免税点以上）
- 第13表 平成22年度土地の総括表（その1：地積、決定価格、その2：課税標準額、筆数）
- 第14表 平成22年度市町村別土地の地積（その1～その7）

第15表	平成22年度住宅用地・非住宅用地別地積（その1、その2）
第16表	平成22年度市町村別市街化区域農地の地積（合計・田・畑）
第17表	平成22年度市町村別土地決定価格・筆数等
付表1	田（一般田・宅地介在田等）（その1、その2）
付表2	畑（一般畑・宅地介在畑等）（その1、その2）
付表3	宅地
付表4	山林（一般山林・宅地介在山林等）（その1、その2）
第18表	平成22年度市街化区域農地に関する調
第19表	平成23年度土地に係る提示平均価額（その1田～その4山林）
第20表	所有者区分による家屋に関する調
第21表	木造家屋に関する調
第22表	木造以外の家屋に関する調
第23表	平成22年度家屋の変動に関する調 木造家屋（その1、その2）
第24表	平成22年度家屋の変動に関する調 非木造家屋（その1、その2）
第25表	平成21年度概要調書及び平成22年度総評価見込と平成22年度概要調書の比較（木造家屋・非木造家屋）
第26表	平成22年度家屋に係る概要調書の対前年度比較（木造家屋・非木造家屋）
第27表	平成22年度家屋の評価額及び課税標準額（法定免税点以上）
第28表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の6等関係・総括表）
第29表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の6第1項・1/2減額）
第30表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の6第2項・1/2減額）
第31表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の7第1項・1/2減額）
第32表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の7第2項・1/2減額）
第33表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の8第3項・1/3減額）
第34表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の8第3項・2/3減額）
第35表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の8第4項・2/3減額）
第36表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の8第5項・1/3減額）
第37表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の8第5項・2/3減額）
第38表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の9第1項・1/2減額）
第39表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の9第4項・1/3減額）
第40表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の9第5項・1/3減額）
第41表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の9第9項・1/3減額）
第42表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の9第10項・1/3減額）
第43表	新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第16条第3項・平成18年附則第13条第29項・2/3減額）
第44表	新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第16条第3項・平成18年附則第13条第29項・3/4減額）
第45表	新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第16条第6項・平成18年附則第13条第31項・3/5減額）

第46表	新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第15条の8第1項・平成21年附則第8条第13項・1/3減額）
第47表	新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第15条の8第1項・平成21年附則第8条第13項・2/3減額）
第48表	新增分家屋に関する調（木造家屋・非木造家屋）
第49表	新增分の木造専用住宅に関する調
第50表	減少分家屋に関する調（木造家屋・非木造家屋）
第51表	新築、増築、減少家屋の調（木造家屋・非木造家屋）
第52表	平成23年度家屋にかかる提示平均価格（木造家屋・非木造家屋）
第53表	平成23年度新築分家屋にかかる見込単価（木造家屋・非木造家屋）
第54表	平成22年度償却資産の価格に関する調
第55表	平成22年度償却資産に関する所有者別決定価格等
第56表	平成22年度償却資産の課税標準額等
第57表	市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受ける償却資産に関する調（平成22年度）
第58表	償却資産に係る課税標準額の段階別納税義務者数
第59表	償却資産に係る段階別課税標準額
第60表	平成22年度国有資産等所在市町村交付金（その1～その3）
第61表	平成22年度軽自動車税に関する調
付表	平成22年度軽自動車の種類別課税台数（平成22年4月1日現在）
第62表	平成21年度特別土地保有税徴収実績
第63表	平成22年度都市計画税にかかる課税区域の面積・納税義務者数（法定免税点以上）
第64表	平成22年度都市計画税にかかる地積、床面積、筆数及び棟数（その1、その2）
第65表	平成22年度都市計画税にかかる決定価格
第66表	平成22年度都市計画税にかかる課税標準額
第67表	平成21年度国民健康保険の加入者及び負担の状況
第68表	平成21年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調（課税の実績等）
第69表	平成21年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調（減額対象となった世帯数等）
第70表	平成21年度地方道路譲与税、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税

第Ⅲ編 付 属 資 料

- (1) 平成21年度市町村税（科目別）決算額調
- (2) 平成22年度普通交付税基準財政収入額

第 I 編

市町村税の概要

市 町 村 税 の 概 要

一 市町村税制の動向＜平成22年度税制改正＞

現下の社会・経済情勢を踏まえ、個人住民税における扶養控除の見直し、地方のたばこ税の税率の引上げ、燃料課税及び車体課税の見直し、地方税における税負担軽減措置の適用状況等の透明化を図るための措置の導入等を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化を行う。

I 個人所得課税

[主要事項等]

1 諸控除の見直し

(1) 扶養控除の見直し

- ① 年少扶養親族に係る扶養控除を廃止する。
- ② 特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。

(注) 上記の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用する。

(2) 同居特別障害者加算の特例の改組

扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改める。

(注) 上記の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用する。

(3) 諸控除の見直しに伴う所要の措置

- ① 個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、扶養控除の見直しの後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるよう所要の措置を講ずる（新設）
- ② 標準的な生活保護基準額を基礎としている個人住民税の非課税限度額制度については、現行の仕組みを維持する。なお、非課税限度額の水準については、子ども手当が導入された際の生活保護制度における取扱いを踏まえ、今後、検討する。
- ③ 現行の調整控除について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等に伴う所要の措置を講ずる。
- ④ 扶養控除の見直しに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講ずる。

(注) 上記①、③及び④の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用する。

2 金融証券税制

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設（新設：国税の自動影響）

金融所得課税の一体化の取り組みの中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入する。

① 非課税措置の概要

イ 居住者が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」という。）に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内に支払を受けるべきもの（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。）については、個人住民税を課さない。

ロ 居住者が、非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、個人住民税を課さない。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

② 非課税口座

イ 「非課税口座」とは、居住者（その年1月1日において満20歳以上である者に限る。）が、上記①の非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1人につき1年1口座に限る。）をいう。

ロ 非課税口座には、その設定の日からその年12月31日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等（その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限る。）及び当該上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等のみを受け入れることができる。

ハ 非課税口座内上場株式等の範囲は、上場株式等に係る10%軽減税率の対象となる上場株式等と同様とする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(2) 生命保険料控除の改組

生命保険料控除を改組し、次の①から③までによる各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。

① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

イ 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」という。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額2.8万円の所得控除（介護医療保険

料控除) を設ける。

- ロ 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ2.8万円とする。
- ハ 上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとする。

年間の支払保険料等	控 除 額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

- ニ 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用する。
- ホ 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用する。
- ヘ 剰余金の分配や割戻金の割戻し(以下「剰余金の分配等」という。)については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととする。

② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」という。)については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額3.5万円)を適用する。

③ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算
新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記①ロ及び②にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限2.8万円)とする。

- イ 新契約の支払保険料等につき、上記①ハの計算式により計算した金額
- ロ 旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

(注) 上記の改正は、平成25年度分以後の個人住民税について適用する。

- (3) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成22年12月31日まで適用する措置を講じた上、廃止する。なお、本特例の廃止に伴い、上場株式等の配当等に係る特別徴収義務等の特例等について次の措置を講ずる。

- ① 自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当に係る大口株主の判定の基準日を、その公開買付けの終了の日とする。
- ② みなし配当のうち上場株式等の配当等に該当するものの支払をする内国法人は、その配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者等に対し、そのみなし配当等の発生の基因となった事由、みなし配当の額等を通知しなければならないこととする。
- (4) 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適用期限（平成22年12月31日）の到来をもって廃止する。
- (5) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）の対象となる特定中小会社の範囲から、地域再生法に規定する特定地域再生事業会社を除外する。
- (6) 居住者が上場特定受益証券発行信託（日本版預託証券）の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を、株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税する。
- (7) 株式投資による収益の申告手続を簡便にする趣旨で設けられている特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加する。
 - ① 上場株式等以外の株式等を発行した法人の合併（その法人の株主等に合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）によりその株主が取得する合併法人株式又は合併親法人株式
 - ② 上場株式等以外の株式等を発行した法人の分割（その分割法人の株主等に分割承継法人株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）によりその株主が取得する分割承継法人株式又は分割承継親法人株式
 - ③ 上場株式等以外の株式等を発行した法人の株式交換（その法人の株主等に株式交換完全親法人株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）によりその株主が取得する株式交換完全親法人株式若しくはその親法人の株式又は当該法人の株式移転（その法人の株主に株式移転完全親法人株式のみの交付がされるものに限る。）によりその株主が取得する株式移転完全親法人株式
- (8) 国内の金融商品取引所において上場されている国外株式の配当等のうちその配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者を通じて支払をするものについては、その金融商品取引業者をその配当等の特別徴収義務者とする。
- (9) 譲渡益課税の対象となる公社債の範囲に、利子が支払われない公社債（割引の方法により発行されるものを除く。）を追加する。

（注） 上記の改正は、平成22年4月1日以後に行う譲渡について適用する。
- (10) 保険法の制定により新たに第三分野の保険契約の類型が設けられたこと等を契機に、地方税関係の法令における「生命保険契約」及び「損害保険契約」の範囲について明確化等を図る。

[地方税における税負担軽減措置等]

〈個人住民税〉

- 1 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例について、平成22年12月31日の適用期限の到来をもって廃止するとともに、同日以前に使用者から住宅資金の貸付け等を受けている者に対して本特例を引き続き適用するための所要の経過措置を講ずる。
- 2 次の(1)の特例並びに次の(2)及び(3)の特例に係る適用除外措置の範囲から、独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡を除外する。
 - (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
 - (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例
 - (3) 短期譲渡所得の課税の特例
- 3 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の範囲から、空港周辺整備計画に係る事業の用に供するために土地等が買い取られる場合の措置を除外する。
- 4 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件を追加した上、その適用期限を2年延長する。

(注) 上記の改正は、平成22年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。
- 5 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。
- 6 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。
- 7 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。
- 8 自然公園法及び自然環境保全法の改正後も、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除及び特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除を引き続き適用する。
- 9 市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正により、合併市町村に係る地方税に関する特例措置を延長する（個人住民税以外の市町村税についても同様とする。）。
- 10 オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして各競技統括団体から交付される金品について、一定の金額（第1位：300万円、第2位：200万円、第3位：100万円）までの部分を非課税とするとともに、国税において、租税特別措置法に規定されているオリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品の非課税措置と併せて所得税法に規定されることに伴い、両措置を本則措置として取り扱う。

(注1) 本非課税措置の適用対象となる各競技統括団体は、所得税の例によるものとする。

(注2) 上記の改正は、平成23年度分以後の個人住民税について適用する。

- 11 新たに身体障害者手帳の交付対象者とされる肝機能障害を有する者について、所要の政令改正を前提に、障害者控除の対象とするなど、現行の障害者等に対する税制上の措置を適用する(事業税、固定資産税、不動産取得税、事業所税についても同様とする。)
- 12 中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される同居親族のみを雇用する事業の従業員及びその従業員に係る事業主について、所要の省令改正を前提に、次の措置を講ずる。
 - (1) その事業主掛金については、事業主の所得の金額の計算上必要経費に算入する。
 - (2) その事業主掛金に係る従業員の給与所得の金額の計算上、収入金額に算入しないこととする。
 - (3) その従業員が支給を受ける分割(年金)払いの退職金については公的年金等控除を適用し、一括払いの退職金については退職手当等とみなす。
- 13 小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講ずる。
 - (1) 共同経営者が支払った掛金については、その全額を所得控除の対象とする。
 - (2) 共同経営者が支給を受ける分割(年金)払いの共済金等については、公的年金等控除を適用し、一括払いの共済金等については退職手当等とみなす。
- 14 父子家庭に支給されることとなる児童扶養手当及び一部支給停止制度の廃止により支給されることとなる児童扶養手当について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。
 - (1) 個人住民税を課さないこととする。
 - (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。
- 15 新たに雇用保険制度の対象となる者が支給を受ける失業等給付について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。
 - (1) 個人住民税を課さないこととする。
 - (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。
- 16 確定拠出年金制度について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講ずる。
 - (1) 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出(いわゆるマッチング拠出)の掛金について、その全額を所得控除の対象とする。
 - (2) 中途引き出し要件の緩和及び資格喪失年齢の引上げ後も現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置を適用する。
- 17 独立行政法人地域医療機能推進機構法の制定を前提に、独立行政法人地域医療機能推進機構が支払を受ける利子等については、利子割を課さないこととする。
- 18 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合

が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正により、新たに支給されることとなる一時金（特例老齢農林一時金）について、次の措置を講ずる。

- (1) 一定額まで差押えを禁止する財産とする。
- (2) 退職手当等とみなす。

19 高校の実質無償化について、所要の制度の整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。）

- (1) 個人住民税を課さないこととする。
- (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

20 子ども手当（仮称）について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。

- (1) 個人住民税を課さないこととする。
- (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

21 求職者支援給付（仮称）について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講ずる。

- (1) 個人住民税を課さないこととする。
- (2) 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

22 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとする。

23 平成22年度課税分の個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金については、納税義務者数に3,300円（本則3,000円）を乗じて得た金額とする。

〈国民健康保険税〉

1 国民健康保険税について、国民健康保険の被保険者が、非自発的な理由により離職した一定の者である場合において、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、所要の措置を講ずる。

（注） 上記の「非自発的な理由により離職した一定の者」とは、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者及び雇用保険法第13条第3項に規定する特定理由離職者とする。

2 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を50万円（現行47万円）、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を13万円（現行12万円）に引き上げる。

3 国民健康保険税の減額について、市町村の判断により減額割合を選択できることとする。

II 法人課税

[主要事項等]

・ 資本に係る取引等に係る税制

地方税については、法人住民税及び法人事業税が単体法人を納税単位としていることを踏まえた上で、所要の措置を講ずる。

[地方税における税負担軽減措置等]

〈法人住民税・事業所税〉

1 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長する。

- (1) 中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について、試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる制度の適用期限を2年延長する。
 - (2) ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。
- #### 2 法人事業税の資本割の課税標準について、無償減資等の金額を資本金等の額から控除するとともに、無償増資等の金額を資本金等の額に加算する措置を地方税法本則において講ずる。
- #### 3 独立行政法人地域医療機能推進機構法の制定を前提に、独立行政法人地域医療機能推進機構を非課税独立行政法人とする措置を講じる（非課税独立行政法人の規定があるその他のすべての税目についても同様とする。）。
- #### 4 移行型以外の地方独立行政法人のうち、地方公共団体から承継した業務のみを行うものについて、非課税とする措置を講ずる（非課税地方独立行政法人の規定があるその他のすべての税目についても同様とする。）。
- #### 5 法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の決定等を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その後減額更正を受けた場合について、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置を講ずる。

III 資産課税

[地方税における税負担軽減措置等]

〈固定資産税・都市計画税〉

1 次のとおり課税標準の特例措置等を廃止する。

- (1) 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤及び防爆壁に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (2) 信頼性向上施設整備事業により新設された電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (3) 鉄軌道事業者が利用者利便の向上に資する相互乗入れ、直通化等に係る一定の大規模改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (4) と畜場において設置される牛海綿状脳症（BSE）対策実施のための一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (7) 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (8) 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (9) 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (10) 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (11) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線において取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (12) 阪神・淡路大震災による被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (13) 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃止する。

2 次のとおり課税標準の特例措置を延長した上、廃止する。

- (1) 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて実施する駅の耐震補強工事により取得する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長した上、廃止する。
- (2) 外貿埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を3年延長した上、廃止する。なお、平成10年3月31日までに取得したものに係る課税標準を平成24年度分は価格の3分の2（現行2分の1）とし、旧外貿埠頭公団から承継したものに係る課税標準を平成24年度分は価格の5分の4（現行5分の3）とする。
- (3) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を4年延長した上、廃止する。
- (4) 大きい次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長した上、廃

止する。なお、対象について、資本金の額又は出資金の額が50億円未満の事業者が取得するものに限定するとともに、加入者系無線アクセス通信用無線設備及び衛星インターネット通信用無線設備を除外し、一定のIPv6対応設備について課税標準を最初の5年間価格の5分の4として追加する。

- (5) 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長した上、廃止する。
- (6) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長した上、廃止する。なお、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の5年間価格の4分の3（現行3分の2）とする。
- (7) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、廃止する。
- (8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、廃止する。

3 次のとおり課税標準の特例措置を縮減合理化する。

- (1) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
 - ① 対象から鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設、ばい煙処理施設、窒素酸化物燃焼改善設備、ダイオキシン類処理施設、揮発性有機化合物排出抑制施設、廃油焼却施設、廃プラスチック類破碎施設、廃プラスチック類焼却施設、湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る汚水を処理するための施設、水質汚濁防止法の特定事業場に係る地下水の水質を浄化するための施設及び優良更新施設を除外する。
 - ② 水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設については、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とする。
 - ③ 産業廃棄物処理施設については、対象を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設及び廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の処理施設に限定した上、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設については、課税標準を価格の3分の1（現行6分の1）とする。
 - ④ 下水道除害施設については、課税標準を価格の4分の3（現行3分の2）とする。
- (2) 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
 - ① 対象から建設混合廃棄物選別装置、廃木材破碎・再生処理装置及び空びん洗浄処理装置を除外する。
 - ② 自動車部品再利用製品製造設備については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格

の5分の4、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の6分の5（現行4分の3）とする。

③ 食品循環資源再生処理装置については、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の4分の3、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得したものに係る課税標準を最初の3年間価格の5分の4（現行3分の2）とする。

(3) 日本貨物鉄道株式会社が取得する新たに製造された一定の機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の5分の3（現行2分の1）とした上、その適用期限を2年延長する。

(4) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）とした上、その適用期限を2年延長する。

(5) 第三セクターが政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社が借り受ける鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の10年間価格の2分の1（現行最初の5年間価格の3分の1、その後5年間価格の3分の2）とした上、その適用期限を2年延長する。

(6) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の4分の3（現行3分の2）とした上、その適用期限を2年延長する。

4 次のとおり課税標準の特例措置等を延長する。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。

(2) 鉄軌道事業者が取得する新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有する車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。

(3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(4) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の認定を受けた事業者が取得する一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(5) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年延長する。

(6) 長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点か

ら見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年延長する。

- (7) 高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を1年延長する。
- (8) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を1年延長する。
- (9) バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年延長する。
- (10) 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年延長する。

5 次のとおり課税標準の特例措置を拡充する。

- (1) 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を撤廃する。
- (2) 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、200 t以上の航空機又は200 t未満で地方路線の就航時間割合が3分の2未満の航空機の課税標準を最初の3年間価格の3分の2、200 t未満で地方路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機の課税標準を最初の5年間価格の5分の2（現行130 t以上の航空機の課税標準は最初の3年間価格の3分の2、130 t未満の航空機の課税標準は最初の3年間価格の2分の1）とした上、その適用期限を2年延長する。

6 特定外貨埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が国の補助又は無利子貸付けを受けて取得した一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の10年間価格の2分の1とする措置を2年間講ずる。（新設）

7 自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税について所要の規定の整備を行う。

8 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散に伴い、固定資産税及び都市計画税について所要の措置を講ずる。

9 土壌汚染対策法の改正に伴い、固定資産税について所要の規定の整備を行う。

10 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受け取得する事業用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加する。

〈不動産取得税〉

1 次のとおり非課税措置等を廃止する。

- (1) 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置を廃止する。
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業等により譲渡を受けた当該事業の用に供する一定の不動産に係る不動産取得税の非課税措置を廃止する。
- (3) 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (4) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (5) 農地保有合理化法人等が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (6) 阪神・淡路大震災による被災家屋の所有者等が取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (7) マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (10) 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限る。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (11) 独立行政法人都市再生機構が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において、一定の業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (12) 農業協同組合が他の農業協同組合から信用事業の全部譲渡に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

(13) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち、公益社団・財団法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

(14) 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る不動産取得税の納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置を廃止する。

2 次のとおり課税標準の特例措置を延長した上、廃止する。

(1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、廃止する。

(2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を5年延長した上、廃止する。

(3) 医療計画上の医療連携体制に基づいて周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を6年延長した上、廃止する。なお、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの取得については当該不動産の価格の2分の1、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの取得については当該不動産の価格の3分の1、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの取得については当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

(4) 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長した上、廃止する。なお、対象地域から認定中心市街地を、対象用途から料理店・遊技場・公衆浴場を除外する。

(5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い、日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長した上、廃止する。

3 都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象から整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合を除外する。

4 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長する。

(1) 不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。

- (2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200平方メートルを限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (3) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について、移転補償金を受けた者が、当該土地の上に取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。
 - (5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 5 外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団・財団法人が、外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産を取得した場合の不動産取得税の納税義務の免除措置等について、出入国管理及び難民認定法の改正による在留資格である「留学」と「就学」の一本化に伴い、所要の措置を講ずる。
 - 6 特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が、平成22年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散した当該特例民法法人からその残余財産を取得するに際して、一定の要件を満たす場合には、その残余財産に係る不動産取得税について非課税とする措置を講ずる。（新設）
 - 7 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散に伴い、不動産取得税について所要の措置を講ずる。
 - 8 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る不動産取得税の減額措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加する。

〈事業所税〉

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら当該認定に係る事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置を廃止する。
- 2 心身障害者を多数雇用する事業所に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加する。

〈特別土地保有税〉

- 1 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を廃止す

る。

2 土壤汚染対策法の改正に伴い、特別土地保有税について所要の規定の整備を行う。

〈国有資産等所在市町村交付金〉

- ・東京国際空港緊急整備事業により取得される一定の固定資産に係る国有資産等所在市町村交付金の算定標準額の特例措置の適用期限を1年延長する。

IV 消費課税

[主要事項等]

1 燃料課税

- (1) 軽油引取税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止する。
- (2) 現在、原油価格や石油製品価格が安定的に推移していること、地球温暖化対策と関係に留意する必要があること等から、当分の間、軽油引取税について、現在の税率水準（32,100円/k1）を維持する。
- (3) ただし、国民の生活を守るため、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、軽油について本則税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置を講ずる。具体的には、ガソリン価格が一時180円/ℓに達した平成20年度上半期の平均価格も勘案し、一定の価格水準（発動基準価格）を定めた上で、指標となるガソリン価格がその価格を持続的に上回る場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を講ずる。
上記の場合において、現在比較的安定的に推移している足元のガソリン価格の水準も勘案し、一定の価格水準（解除基準価格）を定めた上で、指標となるガソリン価格がその価格を持続的に下回った場合には、元の税率水準に復元する仕組みとする。

これらの制度の詳細については、手持品在庫に係る課税上の取扱いを含め、今後、速やかに具体化を図る。（新設）

2 車体課税

〈自動車重量譲与税〉

- ・自動車重量税（国税）について当分の間の措置としてとられる課税措置が継続する間の自動車重量譲与税の譲与割合を自動車重量譲与税法附則において1,000分の407とする。

3 地方のたばこ税

- ・道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を次のように引き上げる。

(1) 税率

① 旧3級品以外の製造たばこ

		現 行	改正後
道府県たばこ税	1,000 本につき	1,074 円	1,504 円
市町村たばこ税	1,000 本につき	3,298 円	4,618 円
合 計	1,000 本につき	4,372 円	6,122 円
(参考)			
国のたばこ税	1,000 本につき	3,552 円	5,302 円
たばこ特別税	1,000 本につき	820 円	820 円

② 旧3級品の製造たばこ

		現 行	改正後
道府県たばこ税	1,000 本につき	511 円	716 円
市町村たばこ税	1,000 本につき	1,564 円	2,190 円
合 計	1,000 本につき	2,075 円	2,906 円
(参考)			
国のたばこ税	1,000 本につき	1,686 円	2,517 円
たばこ特別税	1,000 本につき	389 円	389 円

(注) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

(2) 実施時期

平成22年10月1日から実施する。

(3) その他

手持品課税を実施する。

[地方税における税負担軽減措置等]

〈自動車税〉

- ・ 自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、軽減対象の見直しを行った上、2年延長する。

(1) 環境負荷の小さい自動車

平成22年度及び平成23年度に新車新規登録された平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、平成22年度ガソリン車燃費基準値（ディーゼル車にあっては平成17年度ディーゼル車燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車について、当該登録の翌年度の税率を概ね100分の50軽減する。

(2) 環境負荷の大きい自動車

平成22年度及び平成23年度に以下の年限を超えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その翌年度から次の特例措置を講ずる。

① ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課する。

② ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したものについて、税率を概ね100分の10重課する。

〈自動車取得税〉

- 1 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- 2 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車（新車以外のものに限る。）に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限を平成22年8月31日まで延長する。
- 3 車両総重量が3.5 tを超えるディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限る。）であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものに係る自動車取得税の税率の特例措置について、次のとおり適用期限を延長する。
 - (1) 車両総重量が3.5 tを超え12 t以下のディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成22年4月1日から平成22年9月30日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の2、平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1を軽減する。
 - (2) 車両総重量が12 tを超えるディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成22年4月1日から平成22年8月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1を軽減する。
- 4 車両総重量が2.5 tを超え3.5 t以下のディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限る。）であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものについて、当該自動車の取得が平成22年4月1日から平成22年8月31日までの間に行われたときは、自動車取得税の税率から100分の1を軽減する特例措置を講ずる。

〈軽油引取税〉

- 1 軽油の受渡しの当事者間で相手方を確実に認識できることとする等商品取引所の規則において必要な措置が講じられた軽油先物取引について、軽油引取税を適切に課税できるよう、都道府県に対する周知等の措置を講ずる。
- 2 軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続する。

〈市町村たばこ税〉

- ・ 市町村たばこ税の課税の適正化の観点から、当該市町村に営業所を有する製造たばこの小売販売業者に対する一定の補助金等を禁止するとともに、昼間流入人口を含む成人人口一人当たりの市町村たばこ税額が全国平均の3倍を超える場合にその超える市町村たばこ税額に相当する金額を都道府県に交付する制度について、その基準を3倍から2倍に引き下げる。

V 地方税における税負担軽減措置等の透明化（新設）

- ・ 地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、統計資料等による地方税における税負担軽減措置等の適用実態の把握やその結果の国会への報告等について定める地方税法改正案を平成22年の通常国会に提出する。

VI 検討事項

- ・ 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進める。車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討する。
これらを法律において規定することとする。

二 市町村税の現況

1 税目別構成

市町村税は、一般の経費を支弁する普通税と特定の経費を支弁する目的税から構成されている。普通税には、法定普通税と法定外普通税があり、法定普通税は、市町村民税と固定資産税を二本柱とし、このほか軽自動車税、市町村たばこ税等から成り立っている。

一方、目的税については、本県には入湯税、事業所税及び都市計画税があり、入湯税は、奈良市、大和郡山市、橿原市、平群町、三郷町、吉野町、天川村、十津川村、上北山村の3市3町3村、事業所税の課税については人口要件があるため該当するのは奈良市のみ、都市計画税については9市4町でそれぞれ課税されている。

なお、国民健康保険税を課税している団体は9市15町12村で、全39市町村の92.3%を占めており、残りの奈良市、天理市、香芝市の3市は国民健康保険料を徴している。(平成22年3月31日現在)

平成21年度の各税目の現年度調定の内訳は、右の第1表に示すとおりであり、市町村税総額は、前年度に比べて3.7%下回った。主な減少要因として、景気低迷の影響による個人・法人住民税の減、たばこの売渡本数の減少による市町村たばこ税の減などが挙げられる。

2 市町村民税

ここでは、平成22年度市町村税課税状況等調(平成22年7月1日現在)をもとに、市町村民税の現況を見ることとする。

所得割の納税義務者数は、550,321人で対前年度比2.0%の減、所得割額は、対前年度比8.9%減の67,863,643千円となっている。

第1表 平成21年度 市町村税の税目別調定表

単位：千円・%

税目別	現年課税分調定額		対前年比 ①/②
	平成21年度①	平成20年度②	
一 普通税	166,437,546	173,071,896	96.2
1 法定普通税	166,437,546	173,071,896	96.2
(1) 市町村民税	86,908,058	92,663,185	93.8
(2) 固定資産税	70,416,136	71,554,356	98.4
(3) 軽自動車税	2,007,630	1,952,778	102.8
(4) 市町村たばこ税	6,555,199	6,901,577	95.0
(5) 特別土地保有税	550,523	0	皆増
2 法定外普通税	0	0	-
二 目的税	9,758,354	9,805,623	99.5
(1) 入湯税	40,810	40,911	99.8
(2) 事業所税	859,812	830,232	103.6
(3) 都市計画税	8,857,732	8,934,480	99.1
三 旧法による税	0	0	-
合 計	176,195,900	182,877,519	96.3
国民健康保険税	22,774,179	23,214,617	98.1
国民健康保険料	13,137,848	13,539,389	97.0

第2表 所得区分別所得割額等

区 分	年 度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の 所得者	分離譲渡所得 等を有する者	合 計
納税義務者	平21 ① (人)	435,848	22,582	653	98,511	4,118	561,712
	平22 ② (人)	423,419	20,472	670	101,367	4,393	550,321
所得割額	平21 ③ (千円)	61,476,536	3,300,350	39,556	7,577,795	2,061,637	74,455,874
	平22 ④ (千円)	55,774,922	2,840,648	42,125	7,475,381	1,730,567	67,863,643
1人当たりの 所得割額	平21 ⑤ (円)	141,050	146,150	60,576	76,923	500,640	132,552
	平22 ⑥ (円)	131,725	138,758	62,873	73,746	393,937	123,316
伸び率	②/① (%)	97.1	90.7	102.6	102.9	106.7	98.0
	④/③ (%)	90.7	86.1	106.5	98.6	83.9	91.1
	⑥/⑤ (%)	93.4	94.9	103.8	95.9	78.7	93.0

第3表 国民所得等の伸び

区 分	所得税(年)	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21
	住民税(年度)	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22
国民所得	1人当たり国民所得(千円)	2,929	2,840	2,791	2,804	2,849	2,865	2,924	2,934	2,754	—
	指数 平11=100	100	97	95	96	97	98	100	100	94	—
県民所得	1人当たり県民所得(千円)	2,846	2,751	2,737	2,688	2,656	2,707	2,719	2,681	2,526	—
	指数 平11=100	100	97	96	94	93	95	96	94	89	—
総所得金額	1人当たり総所得金額(千円)	1,502	1,463	1,395	1,340	1,389	1,438	1,446	1,458	1,424	1,333
	指数 平12=100	100	97	93	89	92	96	96	97	95	89

- (注) 1. 国民所得及び県民所得は、所得税の年に対応し、総所得金額は、住民税の年に対応する。
 2. 1人当たりの総所得金額は、課税状況等調及び1月1日現在の住民基本台帳人口を基礎に算出している。
 3. 国民所得及び県民所得は、奈良県統計課の資料に基づく。
 その数値は、推計方法や推計に用いる基礎資料の改訂により、遡って一部改定しているもので、昨年までに記載した数値と異なることがある。

第3表は、国民所得・県民所得と市町村税課税状況等の調による総所得金額等を比較したものである。

第4表 所得区分別納税義務者の伸び等

単位：人

区 分	年 度	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	指 数 平成13年度=100									
												13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
給 与 所 得 者		445,316	438,791	428,353	417,373	426,789	428,327	431,850	434,598	435,848	423,419	100	99	96	94	96	96	97	98	98	95
営 業 等 所 得 者		31,893	29,658	27,769	26,314	26,759	26,743	25,646	24,378	22,582	20,472	100	93	87	83	84	84	80	76	71	64
農 業 所 得 者		877	907	859	873	1,111	855	842	879	653	670	100	103	98	100	127	97	96	100	74	76
そ の 他 の 所 得 者		49,626	50,815	52,405	51,841	64,772	93,402	95,348	96,661	98,511	101,367	100	102	106	104	131	188	192	195	199	204
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者		3,395	2,929	2,729	14,721	7,074	10,175	8,845	7,744	4,118	4,393	100	86	80	434	208	300	261	228	121	129
合 計		531,107	523,100	512,115	511,122	526,505	559,502	562,531	564,260	561,712	550,321	100	98	96	96	99	105	106	106	106	104
県 人 口		1,452,207	1,449,168	1,446,536	1,443,227	1,438,935	1,433,532	1,415,644	1,410,754	1,404,448	1,400,154	100	100	100	99	99	99	97	97	97	96

第4表は、所得区分別に納税義務者数の動向を過去10年にわたり概観したものである。

納税義務者数の合計数は、人口の減少傾向と景気低迷の影響を受けて、対前年度比2.0%の減少。平成21年度数値との比較では、「農業所得者」、「その他の所得者」、「分離譲渡所得等を有する者」で増加する一方、「給与所得者」、「営業等所得者」で減少している。

第5表 所得区分別所得割額の伸び等

単位：千円

区 分	年 度	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	指 数 平成13年度=100									
												13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
給 与 所 得 者 (定率減税含まず)		59,389,238	57,229,633	52,943,934	48,135,445	51,166,840	53,098,744	62,734,331	62,001,619	61,476,536	55,774,922	100	96	89	81	86	89	106	104	104	94
		65,502,153	63,147,464	58,499,457	53,324,173	56,638,046	55,792,514	—	—	—	—	100	96	89	81	86	85	—	—	—	—
営 業 等 所 得 者 (定率減税含まず)		4,301,360	4,141,592	3,923,047	3,557,234	3,762,702	3,887,110	3,594,076	3,449,026	3,300,350	2,840,648	100	96	91	83	87	90	84	80	77	66
		4,579,122	4,400,811	4,161,379	3,780,916	4,000,006	4,003,506	—	—	—	—	100	96	91	83	87	87	—	—	—	—
農 業 所 得 者 (定率減税含まず)		38,957	43,041	42,259	40,688	79,842	35,622	53,796	70,587	39,556	42,125	100	110	108	104	205	91	138	181	102	108
		44,571	49,276	48,301	46,671	90,305	38,078	—	—	—	—	100	111	108	105	203	85	—	—	—	—
そ の 他 の 所 得 者 (定率減税含まず)		3,636,078	3,639,326	3,628,801	3,467,612	3,787,978	5,445,924	7,456,170	7,601,823	7,577,795	7,475,381	100	100	100	95	104	150	205	209	208	206
		3,964,979	3,975,229	3,968,144	3,794,261	4,182,313	5,751,986	—	—	—	—	100	100	100	96	105	145	—	—	—	—
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者 (定率減税含まず)		2,677,357	2,223,288	1,865,193	4,415,910	3,305,946	4,666,456	3,957,628	3,562,673	2,061,637	1,730,567	100	83	70	165	123	174	148	133	77	65
		2,755,037	2,288,876	1,925,301	4,654,966	3,444,788	4,767,389	—	—	—	—	100	83	70	169	125	173	—	—	—	—
合 計 (定率減税含まず)		70,042,990	67,276,880	62,403,234	59,616,889	62,103,308	67,133,856	77,796,001	76,685,728	74,455,874	67,863,643	100	96	89	85	89	96	111	109	106	97
		76,845,862	73,861,656	68,602,582	65,600,987	68,355,458	70,353,473	—	—	—	—	100	96	89	85	89	92	—	—	—	—

第5表は、所得区分別に所得割額の動向を過去10年にわたり概観したものである。
 所得割額は、平成22年度は、景気低迷による所得額の減少等により、約66億円(前年度比8.9%)の減少となっている。
 また、「農業所得者」に係る所得割額の変動が激しいが、これは、年度毎に変動する作柄等の影響を受けた結果であると考えられる。

第6表 所得区分別所得割額の構成割合の推移

単位：%

区 分	年 度	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
給 与 所 得 者 (定率減税含まず)		84.8	84.8	85.1	80.7	82.4	79.1	80.6	80.9	82.6	82.2
		(85.3)	(85.3)	(85.5)	(81.3)	(82.9)	(79.3)	—	—	—	—
営 業 等 所 得 者 (定率減税含まず)		6.1	6.2	6.2	6.0	6.1	5.8	4.6	4.5	4.4	4.2
		(6.0)	(6.0)	(6.0)	(5.8)	(5.9)	(5.7)	—	—	—	—
農 業 所 得 者 (定率減税含まず)		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	—	—	—	—
そ の 他 の 所 得 者 (定率減税含まず)		5.2	5.2	5.4	5.8	6.1	8.1	9.5	9.9	10.2	11.0
		(5.2)	(5.2)	(5.4)	(5.8)	(6.1)	(8.2)	—	—	—	—
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者 (定率減税含まず)		3.8	3.8	3.3	7.4	5.3	7.0	5.1	4.6	2.8	2.6
		(3.5)	(3.5)	(3.1)	(7.1)	(5.0)	(6.8)	—	—	—	—

※各所得区分毎の数値の合計値が、端数処理のため100.0とならない場合がある。

第6表は、所得区分別の所得割額の構成割合の推移を、過去10年にわたり概観したものである。
 「給与所得者」が8割、「その他の所得者」が1割を占めており、他の所得区分の者は、それぞれ全体の数%にとどまっている。特に「営業等所得者」の減少傾向が続いているのが特徴的といえる。

第7表 所得区分別納税義務者一人当たりの税額の伸び

単位：円

区 分	年 度	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	指 数 平成13年度=100									
												13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
給 与 所 得 者 (定率減税含まず)		133,364	130,426	123,599	115,330	119,888	123,968	145,269	142,664	141,050	131,725	100	98	93	86	90	93	109	107	106	99
		147,091	143,912	136,568	127,761	132,707	130,257	—	—	—	—	100	98	93	87	90	89	—	—	—	—
営 業 等 所 得 者 (定率減税含まず)		78,466	139,645	141,274	135,184	140,614	145,351	140,142	141,481	146,150	138,758	100	178	180	172	179	185	179	180	186	177
		86,177	148,385	149,857	143,685	149,483	149,703	—	—	—	—	100	172	174	167	173	174	—	—	—	—
農 業 所 得 者 (定率減税含まず)		44,421	47,454	49,196	46,607	71,865	41,663	63,891	80,304	60,576	62,873	100	107	111	105	162	94	144	181	136	142
		50,822	54,329	56,229	53,460	81,283	44,536	—	—	—	—	100	107	111	105	160	88	—	—	—	—
そ の 他 の 所 得 者 (定率減税含まず)		73,270	71,619	69,245	66,889	58,482	58,306	78,200	78,644	76,923	73,746	100	98	95	91	80	80	107	107	105	101
		79,897	78,229	75,721	73,190	64,570	61,583	—	—	—	—	100	98	95	92	81	77	—	—	—	—
分離譲渡所得等を有する者 (定率減税含まず)		788,618	759,060	683,471	299,974	467,338	458,620	447,442	460,056	500,640	393,937	100	96	87	38	59	58	57	58	63	50
		790,488	781,453	705,497	316,213	486,965	468,539	—	—	—	—	100	99	89	40	62	59	—	—	—	—
合 計 (定率減税含まず)		131,881	128,612	121,854	116,639	117,954	119,989	138,296	135,905	132,552	123,316	100	98	92	88	89	91	105	103	101	94
		144,556	144,556	133,959	128,347	129,829	125,743	—	—	—	—	100	100	93	89	90	87	—	—	—	—

第7表は、所得区分別の納税義務者一人あたりの所得割額の伸びを、過去10年にわたり概観したものである。
平成22年度は、全体として一人当たりの税額が減少している。これは、景気の低迷による所得額の減少の影響が大きいと考えられる。

第8表 所得区分別所得割額の構成割合

区分 市町村名	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	譲渡所得者	合計
大和高田市	85.8	4.2	0.0	8.6	1.3	99.9
大和郡山市	82.8	3.4	0.1	12.2	1.6	100.1
天理市	84.6	3.1	0.2	9.9	2.2	100.0
橿原市	83.4	3.8	0.0	10.7	2.2	100.1
桜井市	82.5	4.9	0.0	10.7	2.0	100.1
五條市	84.5	5.0	1.1	7.9	1.5	100.0
御所市	82.2	4.6	0.0	9.7	3.6	100.1
生駒市	81.7	4.5	0.0	11.3	2.6	100.1
香芝市	82.9	5.0	0.0	9.3	2.9	100.1
葛城市	84.5	3.5	0.0	10.1	1.9	100.0
宇陀市	83.8	3.9	0.1	11.2	1.0	100.0
市計	82.0	4.2	0.0	11.0	2.8	100.0
山添村	89.8	2.9	0.6	6.4	0.3	100.0
平群町	79.3	2.7	0.9	15.2	2.0	100.1
三郷町	83.1	2.9	0.0	13.0	1.0	100.0
斑鳩町	82.7	3.9	0.0	11.5	1.8	99.9
安堵町	86.6	2.5	0.0	9.8	1.1	100.0
川西町	79.2	5.5	0.0	12.5	2.9	100.1
三宅町	83.0	3.6	0.0	11.8	1.6	100.0
田原本町	82.0	4.7	0.1	11.2	2.0	100.0
曾爾村	81.2	6.1	1.8	10.6	0.3	100.0
御杖村	85.6	4.3	0.7	9.4	0.1	100.1
高取町	85.4	4.6	0.0	9.1	1.0	100.1
明日香村	82.2	4.7	0.2	9.4	3.4	99.9
上牧町	83.5	2.7	0.0	12.2	1.6	100.0
王寺町	84.4	3.3	0.0	11.5	0.8	100.0
広陵町	86.3	5.0	0.0	6.6	2.1	100.0
河合町	78.7	4.1	0.0	15.2	1.9	99.9
吉野町	76.8	7.9	0.0	12.5	2.8	100.0
大淀町	85.0	4.6	0.1	8.4	1.8	99.9
下市町	83.7	4.8	0.3	10.3	0.9	100.0
黒滝村	76.5	9.0	0.0	14.5	0.0	100.0
天川村	75.9	15.6	0.0	8.4	0.2	100.1
野迫川村	89.4	4.3	0.0	6.3	0.0	100.0
十津川村	83.2	6.5	0.0	8.4	1.9	100.0
下北山村	82.7	7.2	0.0	10.1	0.0	100.0
上北山村	87.2	3.4	0.0	9.4	0.0	100.0
川上村	75.0	5.8	0.1	17.3	1.7	99.9
東吉野村	74.4	6.5	0.1	19.0	0.1	100.1
町村計	82.9	4.1	0.1	11.2	1.7	100.0
合計	82.2	4.2	0.1	11.0	2.6	100.1

第9表 住民100人当たりの納税義務者数

(その1)

区分 市町村名	住民100人当たり 納税義務者数(人)		住民1人当たり 所得割額(円)		所得割納税義務者 1人当たり所得割額(円)	
	均等割	所得割	総額	譲渡除	総額	譲渡除
	奈良市	44	42	58,180	56,025	139,852
大和高田市	41	37	38,144	37,636	103,674	102,295
大和郡山市	45	41	44,576	43,884	108,788	107,099
天理市	40	35	36,568	35,780	103,759	101,522
橿原市	42	39	44,527	43,567	114,716	112,242
桜井市	41	36	38,449	37,682	106,723	104,595
五條市	40	35	32,137	31,657	93,140	91,748
御所市	38	33	33,584	32,387	102,288	98,644
生駒市	46	43	67,001	65,293	154,462	150,523
香芝市	42	39	51,543	50,067	133,060	129,248
葛城市	42	37	40,012	39,255	107,044	105,019
宇陀市	42	37	36,618	36,234	99,344	98,303
市計	43	39	49,586	48,221	125,607	122,148
山添村	45	38	30,893	30,802	82,003	81,762
平群町	47	43	51,148	50,150	119,484	117,153
三郷町	44	40	45,200	44,736	112,525	111,370
斑鳩町	46	42	47,102	46,234	112,875	110,796
安堵町	43	39	38,151	37,744	99,050	97,994
川西町	43	37	40,062	38,906	106,920	103,835
三宅町	41	37	40,043	39,389	107,920	106,157
田原本町	42	38	42,476	41,622	112,505	110,243
曾爾村	38	32	26,435	26,363	82,511	82,289
御杖村	43	26	19,566	19,556	75,114	75,076
高取町	40	35	36,327	35,970	102,476	101,468
明日香村	43	37	40,922	39,520	109,888	106,125
上牧町	42	38	42,379	41,704	110,589	108,828
王寺町	47	43	56,584	56,109	132,284	131,174
広陵町	42	38	53,945	52,794	140,811	137,807
河合町	45	42	55,591	54,536	133,462	130,927
吉野町	42	35	30,625	29,768	87,392	84,945
大淀町	41	36	34,714	34,073	96,420	94,639
下市町	40	34	32,419	32,119	95,174	94,294
黒滝村	39	34	27,946	27,946	82,253	82,253
天川村	40	33	27,436	27,388	83,209	83,066
野迫川村	31	26	24,623	24,623	95,560	95,560
十津川村	37	31	28,186	27,654	90,068	88,368
下北山村	39	35	29,928	29,928	86,713	86,713
上北山村	41	38	39,518	39,518	105,030	105,030
川上村	38	33	26,633	26,179	81,903	80,506
東吉野村	36	30	24,862	24,841	83,491	83,421
町村計	43	39	44,285	43,532	114,562	112,616
県計	43	39	48,469	47,233	123,316	120,172

(その2)

区分 市町村名	住民1人当り 税額指数 県平均=100
生駒市	138
奈良市	119
王寺町	119
河合町	115
広陵町	112
香芝市	106
平群町	106
市計	102
県計	100
斑鳩町	98
三郷町	95
大和郡山市	93
橿原市	92
町村計	92
田原本町	88
上牧町	88
明日香村	84
上北山村	84
葛城市	83
三宅町	83
川西町	82
大和高田市	80
桜井市	80
安堵町	80
宇陀市	77
天理市	76
高取町	76
大淀町	72
御所市	69
下市町	68
五條市	67
山添村	65
吉野町	63
下北山村	63
黒滝村	59
十津川村	59
天川村	58
曾爾村	56
川上村	55
東吉野村	53
野迫川村	52
御杖村	41

※各所得区分毎の数値の合計値が、端数処理のため 100.0 とならない場合がある。

第8表は、所得割額について、所得区分別の構成割合を市町村別に概観したものである。「給与所得者」に係る所得割額が、どの市町村においても圧倒的に高い割合を占めている。「営業等所得者」については、村部において比較的高い割合を示している。

第9表(その1)は、推計人口(平成22年1月1日現在)を基に、市町村税課税状況等の調による納税義務者数等を市町村別に概観したものである。住民1人当たりの所得割額(所得割額/人口)は、景気低迷による所得額の減少の影響等で、昨年度より若干減少している。第9表(その2)は、住民1人当たり所得割額(譲渡除)の県平均額47,233円を100として、各市町村の住民1人当たり所得割額(譲渡除)を指数化し、高い順に並べている。指数が100以上の団体は、7団体(昨年度も7団体)のみであり、比較的高額の所得を有する者が一部の市町に片寄っていることがうかがえる。

第10表 課税最低限の推移 夫婦子2人の給与所得者の場合

単位:千円・%

区 分	所得税(年) 住民税(年度)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
		5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
所得税	課税最低限①	3,198	3,277	3,277	3,539	3,539	3,539	3,616	3,821	3,842	3,842	3,842	3,842	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250
	指数(平成17年=100)	98.4	100.8	100.8	108.9	108.9	108.9	111.3	117.6	118.2	118.2	118.2	118.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
住民税所得割	課税最低限②	2,801	2,849	3,007	3,031	3,031	3,031	3,063	3,095	3,250	3,250	3,250	3,250	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	-
	指数(平成17年=100)	103.7	105.5	111.4	112.3	112.3	112.3	113.4	114.6	120.4	120.4	120.4	120.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
消費者物価指数	対前年比	101.9	101.1	100.3	99.9	100.2	101.9	101.3	99.6	98.7	100.1	98.9	99.2	99.4	98.9	99.7	100.2	101.4	98.2
	消費者物価指数	100.6	101.7	102.0	101.9	102.1	104.0	105.3	104.9	103.5	103.6	102.5	101.7	101.1	100.0	99.7	99.9	101.3	99.5
所得税に対する住民税の割合②/①		87.6	86.9	91.8	85.6	85.6	85.6	84.7	81.0	84.6	84.6	84.6	84.6	83.1	83.1	83.1	83.1	83.1	-

(注) 1. 課税最低限は、妻子に所得がなく、子のうち1人は16～22歳で、給与の収入額に応じ一定の社会保険料が控除(給与収入の7%とする。ただし、平成12年分の所得税以降及び平成13年度分の住民税以降は10%とする。)されるものとして計算している。
2. 消費者物価指数は、所得税に対応する年のものであり、平成17年を基準とする指数(平成17年=100、5年ごと改正)を用いている。

第10表は、夫婦子2人の標準世帯における所得税と住民税の課税最低限の推移である。平成16年(住民税では平成17年度)以降、課税最低限の引き下げは行われていない。消費者物価指数もこの間、ほぼ横ばいに推移していたが、昨今の景気低迷の影響等により若干対前年比が低い状態となっている。

3 固定資産税

(1) 課税客体たる土地、家屋の面積及び筆数等

(ア) 課税客体たる土地の総地積及び家屋の床面積は、第11表のとおりである。

これによると土地の総地積は、1,378,242,291㎡であって、地目別内訳は、田 192,153,096㎡、畑 80,757,590㎡、宅地 148,176,684㎡、山林 878,917,215㎡、その他 78,237,706㎡となっており、その割合は大きいものから山林 63.8%、田 13.9%、宅地 10.8%、畑 5.9%、その他 5.7%となっている。

前年度対比では、田が0.5%減少、畑が0.2%減少、宅地が0.5%増加、山林が増減無し、その他が0.7%減少となっている。

一方、家屋の総床面積は 84,692,035㎡であって、このうち木造家屋は 48,946,792㎡、非木造家屋は 35,745,243㎡となっており、おのおの全体に占める割合は、木造家屋 57.8%、非木造家屋 42.2%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 0.6%の伸びであり、木造家屋が 0.5%、非木造家屋が 0.8%増加している。

第11表 課税客体たる土地及び家屋の面積

(単位：㎡・%)

区 分	平成21年度		平成22年度		対 比 B/A	
	面 積 B	比 率	面 積 B	比 率		
土 地	田	193,145,273	14.1	192,153,096	13.9	99.5
	畑	80,898,890	5.9	80,757,590	5.9	99.8
	宅 地	147,428,277	10.5	148,176,684	10.8	100.5
	山 林	878,837,323	63.6	878,917,215	63.8	100.0
	その他	78,805,026	5.8	78,237,706	5.7	99.3
	計	1,379,114,789	100.0	1,378,242,291	100.0	99.9
家 屋	木 造	48,686,276	58.2	48,946,792	57.8	100.5
	非木造	35,470,952	41.8	35,745,243	42.2	100.8
	計	84,157,228	100.0	84,692,035	100.0	100.6

(イ) 土地の総筆数、家屋の総棟数は、第12表のとおりである。

これによると、土地の総筆数は、2,036,192筆であって、その割合は多いものから宅地 44.0%、山林 19.5%、田 17.3%、畑 11.4%、その他 7.7%となっている。

これは、第13表からもわかるように、土地一筆当たりの地積は山林が飛び抜けて大きく、次に田、その他、畑と続き、宅地が一番小さい。そのため山林は、総地積の約三分の二を占めているにもかかわらず、筆数においては 19.5%しかない。

土地の総筆数の前年比は、田 0.7%減少、畑 0.5%減少、宅地 3.1%減少、山林 増減無し、その他 0.4%の減少となっている。

一方、家屋の総棟数は 689,860棟であり、このうち木造家屋は 531,443棟、非木造家屋は 158,417棟であり、おのおの全体に占める割合は木造家屋 77.0%、非木造家屋 23.0%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 0.3%増加し、木造家屋が 0.2%の増加、非木造家屋が 0.6%増加している。

第12表 土地及び家屋の筆数及び棟数

(単位：筆・棟・%)

区 分	平成21年度		平成22年度		対 比 B/A	
	筆数・棟数	比 率	筆数・棟数	比 率		
土 地	田	355,445	17.2	353,113	17.3	99.3
	畑	234,063	11.3	232,953	11.4	99.5
	宅 地	924,489	44.7	896,071	44.0	96.9
	山 林	396,786	19.2	396,720	19.5	100.0
	その他	157,963	7.6	157,335	7.7	99.6
	計	2,068,746	100.0	2,036,192	100.0	98.4
家 屋	木 造	530,330	77.1	531,443	77.0	100.2
	非木造	157,469	22.9	158,417	23.0	100.6
	計	687,799	100.0	689,860	100.0	100.3

第13表 土地1筆あたりの地積及び家屋1棟あたりの床面積

(単位：㎡・%)

区 分	平成21年度		平成22年度		対 比 22年/21年
	1筆当たり地積 1棟当たり床面積	1筆当たり地積 1棟当たり床面積	1筆当たり地積 1棟当たり床面積	1筆当たり地積 1棟当たり床面積	
土 地	田	543	544	544	100.2
	畑	346	347	347	100.3
	宅 地	159	165	165	103.8
	山 林	2,215	2,215	2,215	100.0
	その他	499	497	497	99.6
	計	667	667	667	100
家 屋	木 造	92	92	92	100
	非木造	225	226	226	100.4
	計	122	123	123	100.8

(2) 納税義務者数

固定資産税の納税義務者数は、第14表のとおりである。

これによると、納税義務者数は、土地にあつては 389,227人、家屋にあつては 421,381人、償却資産にあつては 8,103人である。前年度対比では土地が 0.7%、家屋が 0.9%増加し、償却資産については増減がなかった。

第14表 固定資産税の納税義務者数

(単位：人・%)

区 分	納 税 義 務 者 数		21年／20年
	平成21年度	平成22年度	
土 地	386,430	389,227	100.7
家 屋	417,497	421,381	100.9
償却資産	8,105	8,103	100.0
計	812,032	818,711	100.8

(3) 固定資産評価額等

(ア) 価格

評価額は、第15表のとおりである。

平成22年度は、据え置き年度にあたり、土地及び家屋の価格については、原則据え置きである。

土地にあっては、一般田 22,283,165千円 (0.4%減)、宅地介在田等 193,331,294千円 (6.5%減)、一般畑 4,059,854千円 (増減無し)、宅地介在畑等60,257,346千円 (5.6%減)、宅地 5,524,223,556千円 (3.0%減)、一般山林 17,976,161千円 (増減なし)、宅地介在山林等 19,648,352千円 (5.2%減)、その他 429,912,622千円 (5.9%減) となり、前年度比では土地全体で 3.4%の減少である。

また、家屋にあっては、木造家屋 918,075,918千円 (3.2%増)、非木造家屋 1,283,508,114円 (2.2%増) となり、前年度対比では家屋全体で 2.7%の増加となった。

償却資産にあっては、市町村決定分が 364,900,109千円 (8.5%減)、大臣・知事配分が 398,436,886千円 (0.7%増) となり、前年度対比では償却資産全体で 3.9%の減少となった。

(イ) 課税標準額

課税標準額は、第15表のとおりである。

① 近年の地価の下落を反映し、土地の平均価格は全ての地目で横ばいもしくは減少している。課税標準額では、負担調整措置の影響等により、土地全体では1.6%の減少となった。課税標準額の内容は、一般田 20,822,491千円 (0.3%減)、宅地介在田等 52,342,726千円 (4.0%減)、一般畑 3,620,145千円 (増減なし)、宅地介在畑等 16,277,903千円 (1.8%減)、宅地 1,766,650,411千円 (1.2%減)、一般山林 16,001,949千円 (増減なし)、宅地介在山林等 11,593,763千円 (2.2%増)、その他292,065,408千円 (3.8%減)、合計で2,179,374,796千円で前年と比較して1.6%の減少となっている。

家屋と償却資産にあっては、基本的に評価額と課税標準額は同額であり、前年度対比は一致するものであるが、新築・増築・滅失及び課税標準額の特例適用分があるため若干の差が生じている。

② 土地、家屋及び償却資産の固定資産税に占める割合を見ると、土地42.7%、家屋 43.1%、償却資産 14.2%である。さらに、土地だけに目を移すと、一般田 1.0%、宅地介在田等 2.4%、一般畑 0.2%、宅地介在畑等 0.7%、宅地 81.1%、一般山林 0.7%、宅地介在山林等 0.5%、その他 13.4%となっている。

(ウ) 新增築木造専用住宅の1㎡当たりの価格について

平成22年度の新増築木造専用住宅の1㎡当たりの価格については、県全体で 62,436円で前年度に対して1.2%の増加となっている。

これを市町村別に比較したものが、第1図である。

第15表 価格及び課税標準額等

区 分	平成 2 1 年 度				平成 2 2 年 度				対前年度比 (%)			
地 目	地 積 (㎡)	価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	平均価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	平均価格 (円/㎡)	D/A	E/B	F/C	H/G
	A	B	(免点以上) C	B/A (G)	D	E	(免点以上) F	E/D (H)				
一 般 田	181,224,836	22,365,198	20,884,034	123	180,486,015	22,283,165	20,822,491	123	99.6	99.6	99.7	100.0
宅地介在田等	11,920,437	206,812,128	54,528,952	17,349	11,667,081	193,331,294	52,342,726	16,571	97.9	93.5	96.0	95.5
一 般 畑	77,271,829	4,061,834	3,619,766	53	77,156,670	4,059,854	3,620,145	53	99.9	100.0	100.0	100.1
宅地介在畑等	3,627,061	63,810,322	16,573,846	17,593	3,600,920	60,257,346	16,277,903	16,734	99.3	94.4	98.2	95.1
宅 地	147,428,277	5,697,773,678	1,788,432,396	38,648	148,176,684	5,524,223,556	1,766,650,411	37,281	100.5	97.0	98.8	96.5
一 般 山 林	875,072,818	17,976,899	15,995,240	21	875,178,161	17,976,161	16,001,949	21	100.0	100.0	100.0	100.0
宅地介在山林等	3,764,505	20,724,206	11,347,849	5,505	3,739,054	19,648,352	11,593,763	5,255	99.3	94.8	102.2	95.5
そ の 他	78,805,026	456,724,703	303,607,074	5,796	78,237,706	429,912,622	292,065,408	5,495	99.3	94.1	96.2	94.8
計	1,379,114,789	6,490,248,968	2,214,989,157	4,706	1,378,242,291	6,271,692,350	2,179,374,796	4,551	99.9	96.6	98.4	96.7
構 造 別	床面積 (㎡)	価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	平均価格 (円/㎡)	床面積 (㎡)	価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	平均価格 (円/㎡)	D/A	E/B	F/C	H/G
	A	B	(免点以上) C	B/A (G)	D	E	(免点以上) F	E/D (H)				
木 造	48,686,276	889,216,504	886,530,899	18,264	48,946,792	918,075,918	915,427,363	18,757	100.5	103.2	103.3	102.7
非 木 造	35,470,952	1,255,359,403	1,251,934,798	35,391	35,745,243	1,283,508,114	1,280,171,938	35,907	100.8	102.2	102.3	101.5
計	84,157,228	2,144,575,907	2,138,465,697	25,483	84,692,035	2,201,584,032	2,195,599,301	25,995	100.6	102.7	102.7	102.0
区 分	価 格 (免点以上) (千円)		課税標準額 (免点以上) (千円)		価 格 (免点以上) (千円)		課税標準額 (免点以上) (千円)		C/A		D/B	
市町村長決定分	398,710,040		395,948,368		364,900,109		362,377,035		91.5		91.5	
大臣・知事配分	395,502,936		354,901,139		398,436,886		362,186,100		100.7		102.1	
計	794,212,976		750,849,507		763,336,995		724,563,135		96.1		96.5	

(エ) 新築住宅等の減額措置状況について

平成22年度の新築住宅等の減額措置状況は、第16表のとおりである。

これによると平成22年度に新たに軽減の対象となったものは6,644戸である。

総軽減額は、1,188,958千円であり、平成22年度に新たに軽減対象となった税額は、平成22年度の新築住宅等の減税額の24.3%を占めることとなる。

第16表 新築住宅等の軽減の適用状況

区 分	総 数			平成22年度に新たに 軽減の対象となったもの			平成22年度で 軽減期間が終了するもの			対 比		
	個 数 A	床面積 B (㎡)	軽減税額 C (千円)	個 数 D	床面積 E (㎡)	軽減税額 F (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	D/A	E/B	F/C
法附則第15条の6第1項 (1/2減額)	17,904	1,689,669	784,646	5,015	491,772	217,871	6,326	632,468	267,298	28.0	29.1	27.8
法附則第15条の6第2項 (1/2減額)	9,146	773,061	381,436	1,209	88,939	55,473	1,965	147,002	78,281	13.2	11.5	14.5
法附則第15条の7第1項 (1/2減額)	250	28,852	13,816	250	28,852	13,815	0	0	0	100.0	100.0	100.0
法附則第15条の7第2項 (1/2減額)	4	480	242	4	480	242	0	0	0	100.0	100.0	100.0
法附則第15条の8第3項 (1/3減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の8第3項 (2/3減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の8第4項 (2/3減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の8第5項 (1/3減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の8第5項 (2/3減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の9第1項 (1/2減額)	131	11,000	1,149	38	3,510	324	47	3,541	398	29.0	31.9	28.2
法附則第15条の9第4項 (1/3減額)	72	5,088	670	72	5,088	670	72	5,088	670	100.0	100.0	100.0
法附則第15条の9第5項 (1/3減額)	2	182	35	2	182	35	2	182	35	100.0	100.0	100.0
法附則第15条の9第9項 (1/3減額)	52	4,533	614	52	4,533	614	52	4,533	614	100.0	100.0	100.0
法附則第15条の9第10項 (1/3減額)	2	240	44	2	240	44	2	240	44	100.0	100.0	100.0
法附則第16条第3項(旧 法・2/3減額)	134	8,284	5,861	0	0	0	33	1,620	1,398	0.0	0.0	0.0
法附則第16条第3項(旧 法・3/4減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第16条第6項(旧 法・3/5減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の8第1項 (旧法・1/3減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の8第1項 (旧法・2/3減額)	12	745	445	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
計	27,709	2,522,134	1,188,958	6,644	623,596	289,088	8,499	794,674	348,738	24.0	24.7	24.3

(4) 免税点について

(ア) 土地及び家屋の免税点未満の面積

土地及び家屋の免税点未満の地積及び床面積の状況は、第17表のとおりである。

これによると、各地目毎の免税点未満の地積の占める割合は、畑が一番高く 12.7%、続いて山林 11.1%、田 6.7%、その他 6.7%、宅地 1.6%となっている。家屋にあっては、木造家屋が 5.0%、非木造家屋が 0.2%となっている。

第17表 土地及び家屋の免税点未満の地積及び面積

区 分	免税点未満の 地積又は床面 積 A m ²	課税地積又は 課税床面積 B m ²	総地積又は 総床面積 C m ²	比 率 A/C (%)	(前年度) 比 率 A/C (%)	
土 地	田	12,950,112	179,202,984	192,153,096	6.7	6.8
	畑	10,223,822	70,533,768	80,757,590	12.7	12.7
	宅 地	2,391,467	145,785,217	148,176,684	1.6	1.6
	山 林	97,921,184	780,996,031	878,917,215	11.1	11.1
	その他	5,259,255	72,978,451	78,237,706	6.7	7.1
	計	128,745,840	1,249,496,451	1,378,242,291	9.3	9.4
家 屋	木 造	2,440,533	46,506,259	48,946,792	5	5.1
	非木造	63,579	35,681,664	35,745,243	0.2	0.2
	計	2,504,112	82,187,923	84,692,035	3	3

(5) 都市計画税

平成21年度において都市計画税を課している団体は、9市4町（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町）の13団体である。

都市計画税の課税の概要は、第18表のとおりである。

課税区域の面積は、前年度並みとなっている。

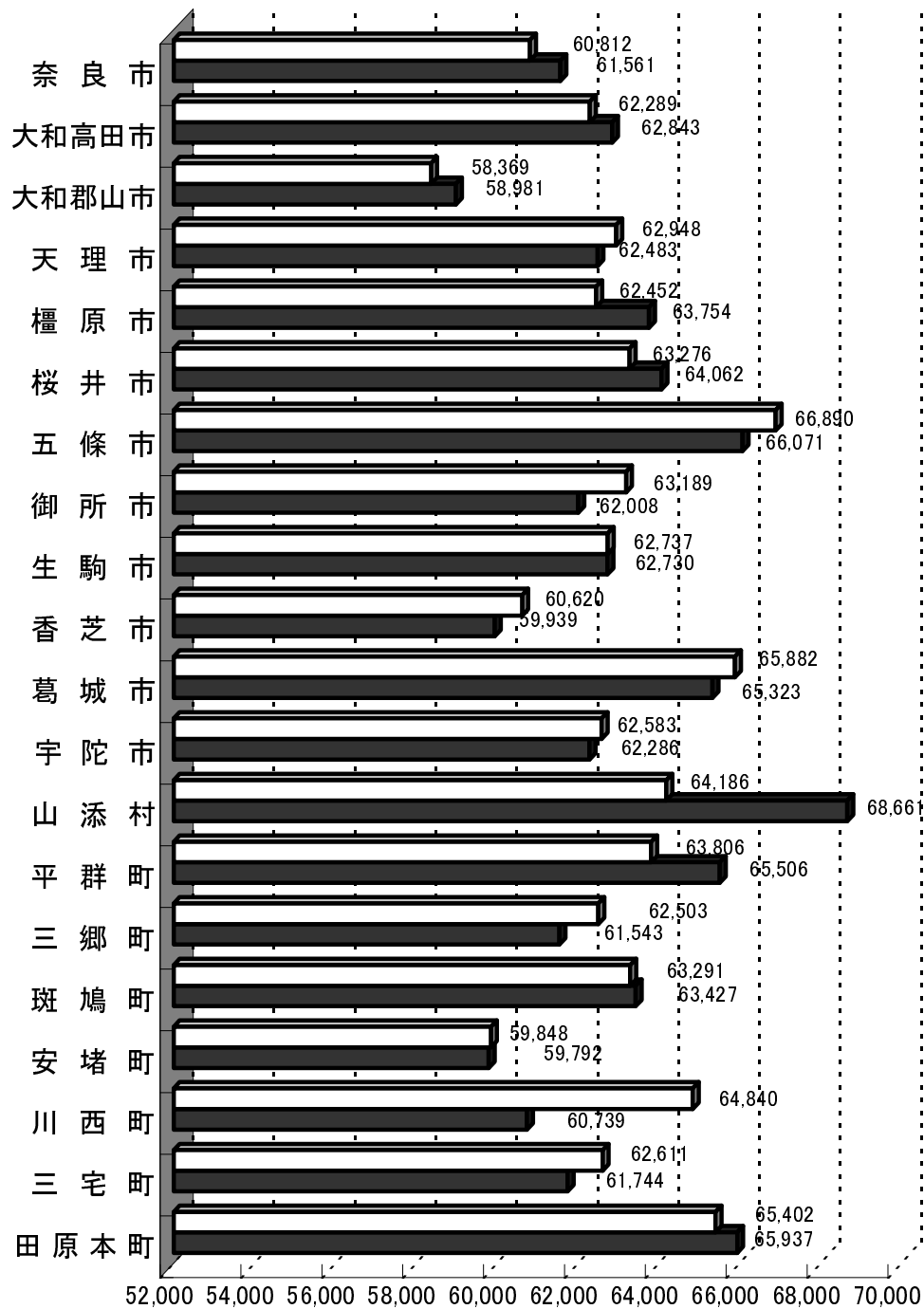
平成22年度は、土地については、地価の下落により決定価格が3.6%減少、課税標準額は1.6%減少している。

一方、家屋については、単価の高い家屋の増加により決定価格が3.0%増加、課税標準額が3.0%増加している。

第18表

区 分	平成22年度 A	平成21年度 B	A/B (%)	
課税区域面積 (千㎡)	101,836	101,867	100.0	
納税義務者数 (人)	土 地	239,792	230,505	104.0
	家 屋	270,645	257,295	105.2
地積及び床面積 (千㎡) (㎡)	土 地	100,468	100,512	100.0
	家 屋	43,902,261	46,400,501	94.6
筆数及び棟数	土 地	415,904	495,424	83.9
	家 屋	343,153	340,897	100.7
決 定 価 格 (千円)	土 地	4,176,274,806	4,330,435,084	96.4
	家 屋	1,433,701,265	1,392,501,259	103.0
課 税 標 準 額 (千円)	土 地	1,987,657,206	2,019,542,182	98.4
	家 屋	1,432,214,620	1,390,994,308	103.0
課 税 団 体	13	13	100.0	

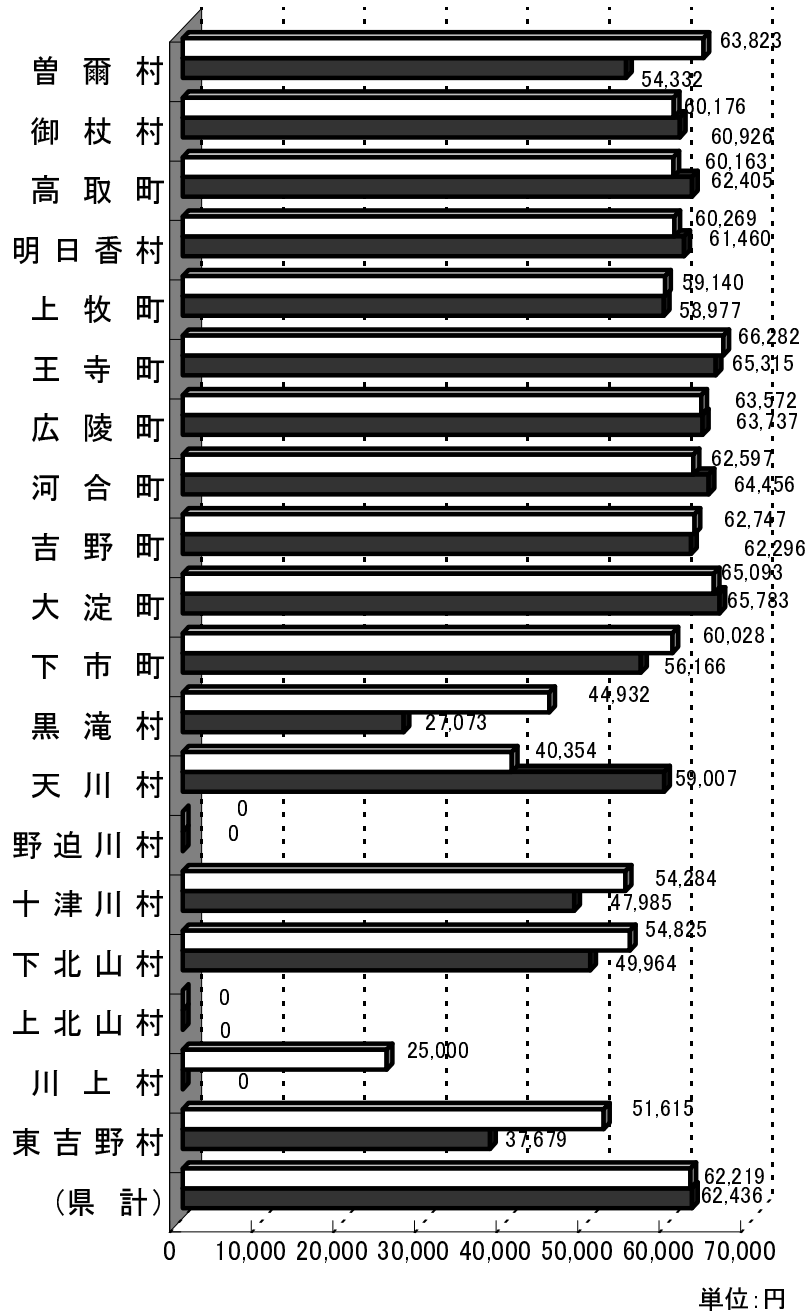
平成22年度新增築分の木造専用住宅1㎡単価



単位:円

■ 平22年度単価 □ 平21年度単価

平成22年度新增築分の木造専用住宅1㎡単価



■ 平22年度単価 □ 平21年度単価

4 その他の諸税等

(1) 市町村たばこ税

奈良県の平成21年度のたばこの総売渡本数は、19億9967万本で前年度の21億464万本に比べ5.0%の減となった。
市町村たばこ税の21年度の調定額は、6,555,199千円で前年度の6,901,577千円に対し5.0%の減となった。

市町村たばこ税の状況

単位：千円

年度 市町村の別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	前年度対比 (%)				
						17/16	18/17	19/18	20/19	21/20
市部	5,913,493	5,957,002	5,858,109	5,562,824	5,279,862	100.4	100.7	98.3	95.0	94.9
町村部	1,487,658	1,483,518	1,460,975	1,338,753	1,275,337	82.4	99.7	98.5	91.6	95.3
計	7,401,151	7,440,520	7,319,084	6,901,577	6,555,199	101.5	100.5	98.4	94.3	95.0

(2) 軽自動車税

平成21年度の軽自動車税の調定額は、2,265,736千円、前年の2,203,886千円に対し、2.8%の増となった。市町村税目の中でも、軽自動車税の徴収確保は難しく、合計徴収率は87.3%、滞納繰越分の徴収率においては、19.1%にとどまっている。前年度と比較して徴収率においては、0.4%上昇し、滞納繰越分の徴収率においても、1.0%上昇している。

(3) 国民健康保険税(料)

国民健康保険被保険者数及び課税額の状況については、次表のとおりである。平成20年度より後期高齢者医療制度が始まったことにともない、75歳以上の者が後期高齢者医療制度へ移行し、国民健康保険の被保険者には、あらたに後期高齢者支援金等課税(賦課)分を課することとなった。

国民健康保険の状況

	平成18年3月31日現在		平成19年3月31日現在		平成20年3月31日現在		平成21年3月31日現在		平成22年3月31日現在		
	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	
県の状況	世帯数A	535,928	100	540,542	101	545,391	102	550,523	103	555,909	104
	人口B	1,430,366	100	1,425,308	100	1,419,626	99	1,414,970	99	1,411,715	99
加入者の状況	世帯数C	257,361	100	260,152	101	261,865	102	207,007	80	207,218	81
	被保険者D	505,319	100	503,104	100	499,529	99	383,449	76	380,155	75
加入割合	世帯数C/A	47.7	100	48.1	101	48.0	101	37.6	79	37.3	78
	被保険者D/B	35.1	100	35.3	101	35.2	100	27.1	77	26.9	77
加入一世帯当たり被保険者数D/C	1.96	100	1.93	98	1.91	97	1.85	94	1.83	93	

基礎課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
課税 A	36,736,472	37,526,995	38,547,756	39,697,037	39,861,898	26,986,723	26,325,641
課税限度額を超える金額 B	5,281,886	5,623,249	5,740,768	6,710,083	6,309,252	3,561,013	2,625,776
B/(A+B)	12.6	13.0	13.0	14.5	13.7	11.7	9.1

後期高齢者支援金等課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
課税 A						7,081,745	6,935,212
課税限度額を超える金額 B						983,461	786,643
B/(A+B)						12.2	10.2

介護納付金課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
課税 A	2,213,900	2,273,605	2,587,086	2,704,183	2,746,429	2,938,304	2,822,773
課税限度額を超える金額 B	204,059	223,068	400,371	472,050	493,751	652,743	504,057
B/(A+B)	8.4	8.9	13.4	14.9	15.2	18.2	15.2

三 税率の採用状況

1. 市町村民税

個人の均等割・所得割、及び法人の均等割については、いずれも県内の全市町村とも標準税率を採用している。

法人税割の税率については次のとおり。

◇制限税率である14.7%を採用しているのは、奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・川西町・明日香村の10市1町1村。

◇不均一課税により、資本金1,000万円を超えるものは14.7%、資本金1,000万円以下のものは12.3%の税率を採用しているのは、葛城市・高取町・王寺町・吉野町・大淀町・下市町の1市5町。

◇その他の市町村においては、標準税率の12.3%を採用している。

2. 固定資産税

固定資産税の超過税率を採用しているのは、平群町（1.58%）・十津川村（1.6%）・下北山村・上北山村（1.65%）の4団体であり、その他の市町村は標準税率の1.4%を採用している。

3. 都市計画税

都市計画税を課税している団体は13団体で、0.15%の税率を採用しているのは斑鳩町、0.2%の税率を採用しているのは、五條市・御所市・三郷町・田原本町・王寺町の5団体、0.25%の税率を採用しているのは、奈良市・大和高田市の2団体、制限税率の0.3%を採用しているのは、大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・生駒市の5団体となっている。

四 市町村税の決算等の状況

市町村税（国民健康保険税（料）を除く）の調定済額等の年度推移は次のとおりである。

平成21年度の調定済額・収入済額は、世界的な金融危機の深刻化、世界同時不況という環境の下で、急速に景気が悪化した影響下にあり、特にその影響のまっただなかにある法人の決算時期（平成21年2月～平成22年1月）が平成21年度法人市町村民税の課税対象となることから、法人税割が前年度に引き続き大幅な減となり、他の税目においても上記の影響を直接的、間接的に与えたために調定済額・収入済額ともに減少した。

徴収率は、現年課税分は97.9%（前年度比で0.2ポイント増）、滞納繰越分は19.1%（前年度比で増減無し）となり、双方を合わせた徴収率（合計）は91.3%（前年度比で増減無し）となり、厳しい納税環境の中、前年度並みの徴収率を維持できた。

しかしながら、全国平均徴収率（現年課税分98.0%・滞納繰越分19.8%、合計93.3%）と比較すると低い水準にあり、一層の徴収努力を必要とするところである。

奈良県の市町村税決算状況(国民健康保険税(料)を除く)

